

70歳～74歳の人に 新しい高齢受給者証を送付します

7月下旬に国民健康保険に加入の70歳～74歳の人に高齢受給者証を送付します。

高齢受給者証を保険証とあわせて医療機関に提示することで一部負担金割合が2割になります。（現役並み所得の方は3割です。）このたび郵送する証は令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の所得等により算出した負担割合を記載しています。

8月1日から使用できますので医療機関にかかる時は窓口で保険証とあわせて提示してください。

新たに70歳になる人へ

高齢受給者証は誕生日の翌月からの使用となります。（各月1日が誕生日の人は誕生日から）使用が可能となる月の前月下旬に送付します。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 必要な人は申請してください

8月から新しく令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の所得等で算出する認定証が発行できます。入院また高額になる外来診療の際はこの証と保険証を同時に医療機関に提示することで、ひとつの医療機関等において1か月の保険内診療にかかる自己負担が限度額までになります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人は、この証を医療機関に提示すると入院時の食事代も減額されます。証の発効期日（申請月の1日）から食事

代が減額になりますので、申請は早めにお願います。

■限度額適用認定証

交付対象者

- ・70歳未満の住民税課税世帯の人
- ・70歳以上の現役並み・Ⅱの所得区分の人（課税所得145万円以上690万円未満）

※申請は8月1日以降の開庁日にお願います。

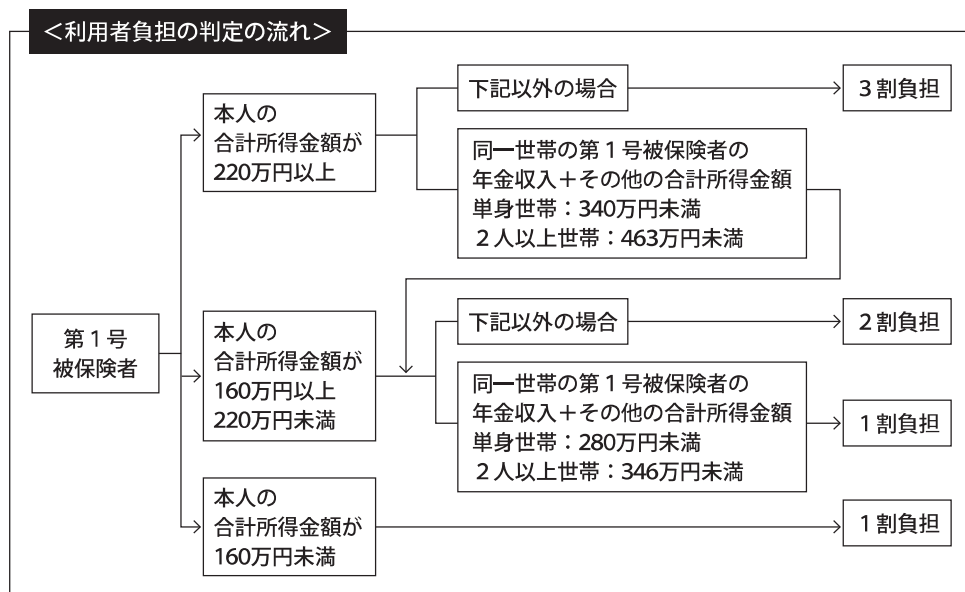
- ◎申請に必要なもの
- ・認定証を必要とする人の国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

介護保険のお知らせ

【問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線354・364）】

新しい介護保険負担割合証を 送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）の有効期限は7月31日です。令和2年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。



まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

発売期間 7月14日（火）～8月14日（金）

抽せん日 8月21日（金）

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

①均等割額	+	②所得割額	=	今年度保険料
51,371円		(令和元年中の総所得金額等－33万円) × (所得割率 10.49%)		(最高限度額64万円)

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

※後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで8割軽減または8.5割軽減となっていた人は、今年度、7割軽減または7.75割軽減に変わります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った被保険者							
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）全てに該当する被保険者…減免額は下記のとおり （ア）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。 （イ）世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 （ウ）減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。							
減免額	1	全額							
	2	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額 保険料額 × $\frac{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯中の被保険者全員の前年の合計所得金額}}{\text{世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額}}$ × 減免割合（世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額） <table><tr><td>10／10（300万円以下）</td></tr><tr><td>8／10（400万円以下）</td></tr><tr><td>6／10（550万円以下）</td></tr><tr><td>4／10（750万円以下）</td></tr><tr><td>2／10（1,000万円以下）</td></tr></table>			10／10（300万円以下）	8／10（400万円以下）	6／10（550万円以下）	4／10（750万円以下）	2／10（1,000万円以下）
	10／10（300万円以下）								
8／10（400万円以下）									
6／10（550万円以下）									
4／10（750万円以下）									
2／10（1,000万円以下）									

◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

中退共
CHU 小企業
退職金
共済制度

事業主さん

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金資産額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によって、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は

早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和2年度の住民税課税所得と令和元年(平成31年1月)と令和元年(令和元年1月)の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』の更新のお知らせ

●現役並み所得者(所得が高い人)

現役並みⅠ・Ⅱの所得区分(課税所得145万円以上690万円未満)の人は「限度額適用認定証」を提示することとで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額となります。

●住民税非課税世帯の人

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、自己負担額が限度額となり、入院時の食事代については減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8

月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、新しい証を被保険者証といっしょに送付します。

認定証の申請をしていない場合は、健康福祉課に申請してください。

- 申請に必要なもの
- 後期高齢者医療被保険者証
- 被保険者の印鑑
- 申請に来る人の身分証

問い合わせ先

健康福祉課(内線355・356)

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター代表)

078・326・2612

運転免許証を自主返納された方に
巡回バス「サルビア号」の
無料乗車券を交付します

■無料乗車券の対象者

- ①65歳以上で福崎町に住民登録がある人
 - ②平成29年8月以降に運転免許証を自主返納した人(免許証の取り消し、期限切れは対象外)
- ※上記の要件をどちらも満たすことが必要です。

■無料乗車券の有効期間

運転免許証を自主返納した月から3年間

■申請に必要なもの

「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」

申請・問い合わせ先

健康福祉課 巡回バス担当(内線351)

特別指定区域の指定の変更 及び
関係図書の縦覧について

福崎町土地利用計画に基づき、県に対して変更の申出を行った下記の地区について、このたび特別指定区域の指定の変更がなされ、兵庫県公報により告示されました。

関係図書を永久縦覧に供しますのでお知らせします。

○兵庫県告示第643号

○指定した日 令和2年6月9日

○地区名 南大貫地区

関係図書の縦覧場所 まちづくり課

縦覧時間 8:30~17:15(閉庁時を除く)

問い合わせ先 まちづくり課(内線335・336)

自然災害で被災した住まいの再建に備えて
兵庫県住宅再建共済制度
(フェニックス共済)

小さな負担で
大きな安心!



フェニックスサポーター
はぼタン



中播磨県民センター
県民交流室 総務防災課

☎079-281-9062(平日9:00~17:00) Fax 079-285-1102

住宅再建共済

年額5,000円で
再建・補修等に
最大600万円給付!

※損害割合20%(半壊)以上

一部損壊特約

年額500円で
補修等に
25万円給付!

※損害割合10%以上20%未満

家財再建共済

単独加入 年額1,500円で
住宅とセット
加入の場合 年額1,000円で
最大50万円給付!

※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

フェニックス共済



☎078-362-9400(平日9:00~17:00) Fax 078-362-4082



農地パトロールを実施します

福岡町農業委員会では、遊休農地や違反転用の実態把握と発生防止・解消のため、8月に町内全域の農地パトロールを行います。

調査にあたり、農地へ立ち入る場合がありますので、ご了承ください。



問い合わせ先
福岡町農業委員会
(農林振興課内・内線315)

農地を無断で転用するのは農地法違反です！

許可を受け
る必要がある
にもかかわらず
ず許可を受けずに転用した
場合や、原状回復命令に違
反した場合には、個人は3
年以下の懲役又は300万
円以下の罰金、法人は1億
円以下の罰金の適用もあり
ます。

違反転用にお心当たりの
ある方は、農業委員会にご
相談ください。



また、現地調査の結果に基づき、遊休農地となっている土地や違反転用となっている土地の所有者等に対し、農地として適切な利用を図っていただくよう連絡をする予定です。農地保全のため、ご理解、ご協力をお願いします。

また、農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかります。

草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるように農地の適正な管理をお願いします。

もっと！知ってほしいもち麦のこと

「もちむぎ商品は兵庫県認証食品です」

兵庫県は、県産の農林水産物及びこれらを主原料として県内で製造された加工食品のうち、安全・安心で個性・特長がある食品を「兵庫県認証食品」として認証しています。認証食品は「ひょうご推奨ブランド」と「ひょうご安心ブランド」の2種類に分類されます。

もち麦を使った「ひょうご推奨ブランド」は5商品です。

「もちむぎ麺 乾麺」「もちむぎ麺 素麺 福の糸」
「半生もちむぎ麺」「もちむぎ精麦」「もちむぎ茶」



(株)もちむぎ食品センターや町内小売店で
お買い求めください。

目安は1人1日3リットル

非常時に備え、保存水の準備を！

自然災害の多い日本では、災害時の備えをしっかりとっておくことが大切です。

私たちが1日に汗や尿として体の外に出している水の量は約3リットルで、水道水の供給が止まった場合、人間が生きていくためには1日に3リットルの水が必要と言われています。

上下水道課では、いつ起こるか分からない災害に備えて、「1人1日3リットル」を目安に「飲料水」の確保をおすすめしています。常温で長期間保存が可能な市販の保存水が便利ですが、水道水を清潔なペットボトルに入れて保管する場合は、2～3日で入れ替えが必要となります。いずれにしても、水質が悪くならないよう、しっかりと蓋をして、直射日光の当たらない涼しい場所で保管しましょう。



上下水道課（内線383）



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
予定が変更になる場合があります。
HPでお知らせしますのでご確認ください。

にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
10:00～11:00の都合のよい時間におこしく下さい。

場 所 にこにこひろば

対 象 就学前の子どもとその保護者。先着30人

☆ 7月の製作『あさがおの壁飾り』
(染め紙あそび)

7月16日(木) 製作時間：約20分

○新型コロナウイルス感染症対策として、製作は
人数、時間の制限を設け、個別に行います。

○問い合わせはにこにこひろばへ

— 個別相談 (1日3組まで) —

7月21日(火)・8月18日(火) 10:00～14:00

場所：文化センター 1階 和室

個別相談員：大内和恵

申込は下記の3施設
で受付します

『あそびのひろば』 ★申込が必要です

絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】

8月6日(木) 10:00～10:40

文化センター2階 和室

定員：3組 (3密を避けるため)

絵本の読み聞かせ、わらべうた、パネルシアターなどを通して、ことばやおはなしの世界を広げましょう。



家族で楽しむ『川遊び』

夏の日、ご家族で川遊びを楽しみませんか？

小さなおともだちも大歓迎です。

日時 8月1日(土) 10:00～11:10 ※雨天中止

場所 青少年野外活動センター (現地集合)

対象 就学前の子どもとその家族

申込先 にこにこひろば

持ち物 水筒、タオル、
着替え、帽子、レジャー
シート、濡れてもよい
くつ (親子とも)



★おひさまらんど、にこにこひろばでは、幼児園園庭でも遊べます。(受付必要。)

★定員を定めている行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

福崎幼児園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼児園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp

夏の交通事故防止運動

7月15日(水)～24日(金)

～ やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道 ～

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を心がけましょう

- 運転中は携帯電話を使用しない！
- 飲酒運転は絶対にしない！
- シートベルト・チャイルドシートは、全ての座席で正しく着用しましょう
- 自動車・自転車に乗る際は、安全利用を心がけましょう
- 夕暮れ時に自動車・自転車を利用する場合は、早めのライト点灯を心がけ、歩行者は反射材などを身につけましょう

